

独立した第三者保証報告書

2025年7月31日

グローリー株式会社
執行役員 サステナビリティ推進担当
三宅 純子 殿

日本検査キューエイ株式会社
代表取締役社長 児島 明彦



当社は、グローリー株式会社（以下「会社」という）からの依頼に基づき、会社が作成した 2024 年度 KPI の実績を計算する前提となる連結子会社を含む 2024 年度 GHG 排出量 (Scope1 および Scope2)（以下「会社が作成した 2024 年度 GHG 排出量」という）が、会社の定めた基準に準拠して算定されているかについて限定的保証業務を実施した。

算定範囲：グローリー株式会社グループ、国内 10 社、海外 32 社
2024 年度 GHG 排出量

(単位；t-CO2eq)	スコープ 1	スコープ 2	スコープ 1+2
国内	4,338	6,044	10,382
海外	13,921	5,871	19,792
合計	18,259	11,915	30,174

1. 会社の責任

会社は「会社が作成した 2024 年度 GHG 排出量」を、会社が定めた基準に準拠して算定する責任を負う。

2. 当社の独立性と品質管理

当社は、ISO 17029:2019「適合性評価—妥当性確認機関及び検証機関に対する一般原則及び要求事項」に従い、品質管理を確保するためのマネジメントシステムを確立している。本保証業務の実施にあたっては、ISO 17029:2019が求める独立性をはじめとする基本原則を遵守した。

3. 当社の責任

当社の責任は、当社が実施した手続き及び入手した証拠に基づいて、限定的保証の結論を表明することにある。当社は、ISAE 3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」及び ISO 14064-3:2019に準拠して、限定的保証業務を行った。

当社の保証業務は、本社・本社工場及び東京本部における、従業員へのインタビュー、製造に関わるプロセスの観察、会社が定めた基準のレビュー、保証対象に係る情報の分析・評価、保証の基礎となる記録と元データとの照合及び確認などによって実施した。

保証業務に携わったチームは、必要な知識、経験、資格などにより選任した専門家や実務者から構成されており、GHG 排出量検証の主任審査員を含んでいる。

ISAE 3000 で定義されているように、限定的保証業務で実施する手続き、実施時期及び範囲は、合理的保証業務で必要とされるものと比べて限られている。よって、限定的保証業務は有意であると判断する保証の水準を得るものであるものの、合理的保証業務ほど高い水準の保証を与えるものではない。

4. 結論

当社が実施した手続き及び入手した証拠に基づき、「会社が作成した2024年度GHG 排出量」に記載されているGHG排出量について、会社の基準通りに算定されていないと当社に信じさせる事項はすべての重要な点において認められなかった。

※会社が定めた基準

GHG 算定方針＜2025 年 7 月 1 日改正＞

GHG 算定マニュアル＜2025 年 7 月 1 日改正＞

以上